令和5年9月7日

保育所「さくら保育園」の施設運営の改善措置報告

健康福祉部 幼稚園・保育園課

令和 5 年 2 月 9 日に実施した保育所「さくら保育園」の施設運営の改善勧告に対する桜 愛会が講じている改善措置について、報告書が提出された。内容を確認した結果、これまで 改善措置が実施されてきたこと、今後も引き続き改善措置が継続的に実施され、適切な保 育環境が確保されることが認められることから令和 5 年 8 月 31 日付けで受理した。

1 経 過

・令和5年2月9日(木) 保育所「さくら保育園」の施設運営の改善勧告

· 令和 5 年 3 月 9 日(木) 改善措置の報告

·令和 5 年 6 月 26 日(月) 改善措置の最終報告日の変更(6/30→7/28)

·令和 5 年 7 月 25 日(火) 改善措置の報告(報告書の再提出:8 月 30 日)

·令和5年8月31日(木) 改善措置報告書の受理

2 改善措置の報告の概要

I 虐待等不適切な保育について原因の検証等

園内で行われていた身体的虐待等を含む不適切な保育について、園として事実関係の 正確な把握及び発生原因の分析を行い、職員間で認識の共有を図るとともに、今回の 事態を生じさせた責任の所在を明らかにすること。

- (1)第三者調査員会を設置(2/10)
- ・さくら保育園であった不適切保育の全貌の解明、発生要因、責任の所在を明確にし、再発防止策の提言を行った。
- ・構成員は、弁護士 2 人、外部有識者 1 人
- ・調査の中間報告(3/7)最終報告(6/30)※第三者調査委員会→桜愛会
- (2) 第三者調査員会が桜愛会に提出した報告書の概要
 - ①不適切保育の内容
 - イ 身体的虐待と認められた行為
 - ・感染症への罹患が疑われる児童の体を他の児童に触らせる行為
 - ロ 心理的虐待と認められた行為
 - ・児童に対する威圧的な声掛け
 - ハ 不適切な保育行為と認められた行為
 - ・個人所有の携帯電話で児童を撮影、不適切なコメントを付して共有した行為

- ・児童を泣かせた行為
- ・特定の児童のズボンを無理やり降ろす行為
- ・児童の容姿を揶揄するような蔑称を使用した行為
- ・児童をトイレに連れていき一時的に1人にした行為
- ・児童の意思やペースに配慮せず、無理に給食を食べるよう促した行為

②不適切保育の発生原因

- イ 個人の具体的な行為の発生原因
- ・ 人権意識の不足
- ・当該職員間の関係が、職業人として緊張感のない関係であったこと
- ・保育に関する知識・技能の不足
- ・保育業務の忙しさ

口 組織運営上の発生原因

- ・保育に関して、施設長は行事や人事以外、主任保育士に任せていた
- ・役員間、職員間のコミュニケーションのおよぶ範囲が限定的であった
- ・自園完結型(外部意見を取り入れることの少ない)組織運営になっていた
- ・職業人として批判的思考を持ち、議論をするような職員間の関係でなかった
- ・現場の保育士に対する権利擁護が十分でなかった

ハ 法人運営上の発生原因

- ・リスク管理の意識が低かった
- ・役員(理事長・理事・監事・評議員)が適切な職務を執行しておらず、内部統制が機能していなかった

③事後対応の問題点

- ・リスクに関する認識が低かった
- ・自園完結型(外部意見を取り入れることの少ない)の組織運営になっていた
- ・法人の内部統制が機能していなかった
- コンプライアンスが守られていなかった

④責任の所在

- ・理事長、施設長、主任保育士等(監督的職員)、理事、監事、評議員がそれぞれの職責を 果たしていなかった
- ・法人役員が教育研修をうけるべきだった

Ⅱ 再発防止に向けた取組の実施

児童の人権・人格を尊重した保育の実施に向け、職員の資質向上のための職員研修の機会を確保するなど、再発防止に向けた具体的な取組を検討の上、継続的に実施していくこと。

- (1)さくら保育園の未来を創る会(改革委員会)を設置[2/10]
 - ・構成員は、法人理事 1 人、保護者会代表 1 人、外部有識者 2 人 園職員(主任)1 人、アドバイザー1 人、オブザーバー3 人
 - ・法人組織と施設運営体制の抜本的な改革、職員の働き方改革を柱とした『風通しの良い、働きやすい職場』の構築
- (2)個人の具体的な行為の発生原因に対する再発防止策
 - ①人権意識、保育知識、保育技能習得のための研修会の実施
 - ②職員会議の活性化
 - ・個人で所有している携帯電話の取扱いの周知徹底
 - ・児童虐待マニュアルの周知徹底
 - ・保育中の事故防止のための職員間の情報共有
- (3)組織運営上の発生原因に対する再発防止策
 - ①保育施設、保育環境の整備
 - ・防犯カメラの設置(園舎内 16 台、外 2 台設置)
 - ・園専用携帯電話の確保(4/17)
 - ・虐待防止相談窓口の設置(外部委託)[4/20]
 - ・ノンコンタクトタイムの確保
 - ②管理監督者向け研修会への参加[3/7]
 - ③風诵しの良い職場づくりへの取組
 - ・職員会議で、再発防止策の進捗報告、園行事の見直し等の話し合いを実施
 - ・階層別に求められる保育技能、習得を図るため、外部研修への参加
 - ④職員の権利擁護
 - ・労働基準法の遵守(休憩時間の確保、サービス残業の禁止徹底等)
- (4)法人運営上の発生原因に対する再発防止策
 - ①法人の内部統制機能を強化(法人役員向けの研修実施、研修参加)
 - ②理事長と施設長を分離
 - ③法人役員が職責を果たすための取組
 - ④人材育成計画の策定(策定中)
 - ⑤人事交流による風通しの良い組織づくり
 - 施設長会議、主任会議の開催
 - ⑥職員意識調査の実施

⑦改革委員会を定期的に開催(再発防止策の進捗管理と評価・改善)

Ⅲ 保護者との信頼回復を図るための措置

保護者との信頼回復を図るため、勧告内容及び検討した再発防止策について、保護者に対して書面や説明会等の方法により報告するとともに、再発防止に向けた取組状況についても、定期的に周知すること。

- (1)防犯カメラの設置
- (2)虐待防止相談窓口の設置(外部委託)
- (3)改善報告書(中間報告・最終報告)の周知
- (4)保護者会との定期的な意見交換会を実施
- (5)ホームページのリニューアル
- (6)個別相談への対応(園長室の常時解放)
- (7)専門家による保育相談室の設置(予定)
- (8)保護者アンケートの実施(予定)

問い合わせ/裾野市 健康福祉部 幼稚園・保育園課 担当:高梨・杉本 TEL:055-995-1822